

# 目次 —contents—

序	広島県知事 藤田 雄山
刊行にあたって	広島県立農業技術センター所長 森島 正幸
グラビア	

建物の変遷
廃止された分枝場
情報・研修・広報・農家とのふれあい
近年に確立した新技術
新しく育成した品種及び遺伝子を組み込んだ中間母本
水稲の省力栽培技術の確立（湛水直播栽培）
水田畦畔雑草省力制御技術の開発
野菜の省力軽労働化栽培技術の開発
花きの高品質生産栽培技術の開発
果樹の高品質・省力軽労働化技術の開発
近年話題の病害
ワケギのウイルス対策
近年話題の害虫
環境に優しい農業を目指した土壌・肥料研究
土壌管理指針による作物高品質安定生産技術の開発

## 第1章

### ■沿革

第1節	農事試験場の創立以前の変遷	1
第2節	農事試験場の創立当時の状況	2
第3節	農事試験場の創立	4
第4節	西条移転と昭和初期までの経過（明治43年～昭和18年）	5
第5節	第二次世界大戦下の変動と戦後の再建（昭和19年～昭和25年）	8
第6節	支場・試験地の設置と研究体制の整備（昭和26年～昭和35年）	10
第7節	八本松への移転と整備（昭和36年～平成2年）	12
第8節	本館の改築と農業技術センターの設立（平成元年～平成11年）	15
第9節	農業技術者の養成	16

## 第2章

### ■試験研究の経過と業績

第1節	各年代の試験研究の基本的考え方	17
第2節	研究のあゆみ	22
I	稲作	22

II	畑作	28
III	野菜	42
IV	花き	49
V	果樹	53
VI	生物工学	61
VII	土壤肥料	62
VIII	病害虫	74
IX	情報	88
X	農業機械	89
XI	農業経営	93
第3節	近年における研究成果の概要	95
I	企画情報部	95
II	作物研究部	99
III	園芸研究部	103
IV	環境研究部	108
V	高冷地研究部	114
VI	鳥しょ部研究部	116
VII	生物工学研究所	119
VIII	果樹研究所	126

## 第3章

### ■普及制度による成果の普及

第1節	普及体制の変遷	135
第2節	専門技術員の活動	135

## 第4章

### ■資料

第1節	組織規程	139
第2節	組織規模の動き	145
第3節	組織の変遷	148
第4節	職員	150

編纂体制

編集後記

# 第1章 沿革

## 【第1節】農事試験場の創立以前の変遷

### I 明治初期の農業事情

尚農主義に終始した藩政は、明治新政府の版籍奉還、廃藩置県によって崩壊した。新政府は近代国家形成の名目で諸般の施設等で欧米の文明を模倣し、富国強兵策の推進を図った。また、地租改正条例を公布したが、国家財政の基礎は土地を基調とした地租に置かれたため、農業は依然として国家の大本であった。明治2年には士農工商の身分制度を廃止し、4～5年に農工商営業の自由、農民の商業兼営の自由の布令など産業や経済の発展を妨げていた封建的拘束が排除され、民力の涵養が企図されていった。

新政府は農業政策として農業改良のための勸業世話係りを設置し、各郡で勸業会話を開き、農事上に関する研究を開始した。明治9年には広島市大須賀村に国の農事試験場を設け、果樹、野菜、牧草等百余種を試植し、現地に適する種苗の頒布を開始した。また、農事通信仮規則を發布し、農事に関する通信及び質問応答の便を開いた。さらに、県庁、郡、町村に勸業諮問会を設置し、明治14年に中国勸業会を設け、年に1回各県に集合し農事会を開いて物産調査の方法等が検討された。

一方県では、明治12年に農業講習所を設立し、私立殖産学舎との統合により広島県農学校と改称し、附属機関として勸業試験場を設け、西洋果樹及び罐詰の研究を開始したが5年で廃止されている。その後農業改良の事業は勸業会を中心に進められたが、明治27年に県農会が設立されてからは、農業改良事業は殆ど農会の手に移り、組織的指導により農事に関する講習講話会等活発な推進が見られるようになった。さらに農業改良について各種奨励策が推進されたが、その多くは模倣と想定にたより、技術的裏付けのない制度の改廃が多く、農家も積極的な意欲に乏しかった。

### II 作物の種類及び作付け状況

本県の自然環境は日本の縮図的状况を示しているので古来栽培されている作物の種類は極めて多く、特に特用作物において顕著であった。主食である米麦は年による作付面積の変動は少く、明治年間の反当収量は水稻で僅かに1石内外、麦類では6～7斗に過ぎなかった。当時栽培されていた米麦の主要品種は次のようである。

水稻；強力、王子千本、大分、斗満穂、福山、山田穂、百膳穂、唐小僧、三国、亀寿、養老、二本草、八重穂、神力、名古屋増、赤二本、江戸、雄町、多賀、八反、白玉、都、大石、その他数種の香米。

裸麦；青山、無芒、上市、白鬚、豊年、杵徳、小島、米イラズ、コピンカタギ、神力、薩州、上州小六寸、八徳、東城、長州、百足、白坊主、チンコ、流裸、ミツギ、黒麦。

大麦；ゴールデンメロン、倍取、独乙春播。

小麦；江島、珍子、佐伯。

雑穀類のヒエ、アワ、キビ、ソバ、モロコシは開拓地や他作物の間作、転換作物として比較的盛んに栽培されていた。カンショやバレイショは島しょ部地帯に栽培され、カンショは主食として生産量の増加が顕著であった。

特用作物は社会的経済情勢により大きく変化し、明治初年当時は藍、綿、サトウキビが栽培されていたが、明治30年頃よりイグサ、コンニャク、除虫菊、大麻、ハッカ、タバコが盛んに栽培され、全国的に見ても有数な特産県へと発展した。

蔬菜類では、ヒロシマナ、ダイコン、サトイモ等を主とし、ネギ、セリ、カブ、ゴボウ、ナス、キュウリ、ナンキン、スイカ、レンコン、エンドウなどが栽培されていたが、大部分は自家用の生産にすぎなかった。

果樹類は、柑橘類が豊田郡、安芸郡、御調郡の島しょ部地帯で150ha以上栽培され、明治30年頃には生産額で200万円に達していた。桃は沿岸部で50ha、梨は中部地帯で60ha栽培されていた。柿、ピワ、アンズ、リンゴ等は極部的に在来種の植付があったに過ぎない。

### III 当時の農業技術水準

明治初年以來農業改良については、各般の施設や奨励が推進されたが、技術改良のよるべきものがなかったため、殆ど改善された跡が見られない。

当時の新技術として記すべきものは、明治20年頃に熊本県出身の横井時敬氏が福岡農学校教諭時代に提唱し、福岡県の老農林遠里氏によって奨励された種初塩水選技術及び正条植え技術や明治30年頃に水田除草機「太一車」の発明と奨励が上げられる。しかし、農家は積極的に技術改良をする意欲に乏しく、これらの技術は当時あまり普及せず、農業技術の水準は極めて低かった。農具と

農家戸数・人口及び耕地面積の推移（\*販売農家）

年次	農家戸数	同左率%	農家人口	同左率%	水田 ha	畑 ha	全耕地面積 ha	1戸平均耕面積 a
明治16～18	211,567	78.1	769,994	61.6	72,342.4	34,596.4	106,939	50.5
昭和1～3	197,992	56.1	966,891	58.4	76,918.5	35,477.8	112,396	56.8
平成10	87,480*	7.9	212,500	7.4	47,300.0	17,980.0	65,280	74.6

しては、鋤、鎌、犁に依存していたことが覗かれる。

当時の果樹類や蔬菜類の栽培法は極めて幼稚で、繁殖は圧条法、実播及び嫁接法で行われ、剪定は殆ど行われていなかった。肥料としては人糞尿、油粕、糠粕、米糠、木灰、厩肥、海草等の自給肥料のみであった。病虫害の防除については、予防駆除組合を組織し、規約を設けて相当真剣に被害の軽減に努めていたようであるが、技術的には見るべきものはなく、物理的に成幼虫を刺し殺したり、石油の石鹸加用液を散水器で散水したり、小麦粉を薄く水に溶いて晴天の日に葉上に注いで病気の発生を少なくしていた。

明治40年に至っても、赴任した県知事は、産業振興の第一着手として「農事必行6大事項」①米麦塩水選種、②稲正条植、③共同苗代の設置、④麦黒穂病の抜き取り、⑤緑肥作物の栽培、⑥堆肥の製造を制定し、郡市長会議を招集しその実行の徹底を図っている事によっても当時の状況を想像することができる。

#### Ⅳ 貢米制度の変革と農家の生産意欲の低下

生産物については、藩政時代の本県産米は広島藩が大藩で貢米の量が多く、大阪市場を風靡したこと、米の品質が優れていたことなどから大阪において四蔵米と唱され、各藩の蔵米中の主位を占めていた。しかし、地租改正に伴い貢米制度が廃止され、金納制となったため、明治12年頃から栽培法及び調整法が粗漫となり、品質の低下が著しく、あたかも稲作に不適地であるかのような感を起こさせた。更に、県北地帯で栽培されていた香米も名声を落とす一因となった。明治26年に県令によって芸備米改良組合を設立し米政策を図ったが、小作人の反対や日清戦争で進捗は頓挫した。その結果、日露戦争に際しては本県産米は品質粗悪、容量不定の理由で軍需米として購買の命を受けることが出来ず、農家の受けた経済的打撃並びに精神的恥辱は甚大なものがあつた。



## 【第2節】農事試験場の創立当時の状況

### I 試験場設立の動機

明治26年農商務省農事試験場山陽支場が設立されたのを受けて、広島県勧業諮問会では山陽支場の試験成績の再試験、並びに普及を図る目的で農事試験場を設置する

場合には、15円の補助を行うよう知事に建議した。そこで、主務課では県内の地勢及び気候の関係から四大別して広島付近系統、三次付近系統、西条付近系統、福山付近系統と仮定し、広島付近系統については既に山陽支場があるので除き、他の三系統地区に設置希望者があれば

一か所につき金20円を補助する案を県会に提出して協賛を得た。場所の選定には、山陽支場長の佐々木善次郎氏に囑託して、多くの出願者の土地を実地調査し、明治27年3月26日付けで次の三名を選定し、直ちに事業を開始することとなった。

広島県第一試験場 賀茂郡西条町 桑原順助 田18畝  
広島県第二試験場 深津郡野上村 三谷与三郎 田16畝  
広島県第三試験場 三次郡八次村 田辺昇一 田12畝  
県庁から補助認可人に命令した条文は次のようであった。

- 一、試験場には高さ八尺余、五寸角標木を建ててその三方に農作試験所と書し、裏面には反別及び担当人の住所氏名を書すべし。
- 一、試験地各区にはその試験の方法を明らかにするため、高さ三尺、幅三尺余の木札を建つべし。その木札に書すべき事項は技師の指定する所によるべし。
- 一、来観者ある時は試験の目的及び方法を説明すべし。
- 一、試験の経過は時々郡役所を経て当庁に報告すべし。その報告すべき事項は別にこれを定む。
- 一、試験の種類及び方法は当庁より派遣する技師の指揮する所に従うべし。
- 一、補助金は明治27年9月之を下付す。

当時の試験場の事業内容は、山陽支場長佐々木善次郎氏に指導監督を囑託して事業を進め、水稻及び麦の種類試験と、山陽支場における試験成績の地域的再確認を目標とした二三の栽培試験に止まっていた。しかし、28年4月に山陽支場から業務の都合により指導監督辞退の申し出があり、以後は県農会に囑託して事業の継続を期した。その際県内務部長書記官関新吾氏と県農会長関新吾氏との間に交わされた文書は次のようであった。

「本県賀茂郡西条町外二ヶ所の農事試験場に係る事業の立案並びに該試験監督等下記の条項に依り爾今貴会へ囑託致度候処、御都合如何に可有之何分の御回報相成度此段及び照会候也。」

下 記

- 一、試験の種類方法等は総べて文案を草して前以て当庁へ差出すこと。
- 一、各試験場共一ヶ年度内に少くとも三回以上実地巡視のこと。
- 一、前項実地巡視のため出張するときは前以て当庁へ届

出で、帰広後は三日以内に報告書を差出すこと。

- 一、実地巡視旅費として一ヶ年度69円78銭を9月と3月の両度に交付すること。

上記に対し県農会の回答は

「本月17日付を以て県内三ヶ所農事試験場監督方等本会へ御囑託の儀御照会の趣き諒承正に承諾致候条御諒知相成度此段及び御回答候也。」

とあり、これが即ち本県農事試験の搖籃というべきであろう。

一方、県においては明治28年から30年にかけて、前記3分場を一括して県立農事試験場として府県農事試験場規定に基づき農商務大臣へ認可届出をしてきたが、明治31年になって個人設置の施設へ少額の補助を与えているに過ぎない前記3試験場を県立農事試験場として届出ることの愚かさを認め届出を中止した。明治31年には、第三農事試験場を解除し、高田郡可愛村 秋本文次郎 田11畝 を新たに第三農事試験場として指定した。

## II 害虫調査所の設立

当時の農業技術水準は幼稚であったことは既に記述したが、特に農産物の害虫防除の徹底は最も困難な問題の一つであった。古来害虫による惨禍はしばしば飢餓をさえ招いている。勿論、農村では害虫の防除を年中行事として取り扱っていたが、防除技術も無く「いたずらに神仏に祈り、仏にすがる」の類が多い状態であった。本県農会では明治27年発足と同時に害虫駆除が最も重要な問題であることに着目し、29年害虫駆除予防法概例を制定し、町村農会の督励実行に移った。たまたま翌30年は全国に近代無比の惨禍を受けたウンカの大発生があり、応急方策として駆除法を指導し極力防除に努めたが、その被害は真に惨烈激甚を極め、天明享保の惨状を偲ぶ実状であった。結果として全国的に害虫の恐るべき体験をし、その防除方策に焦慮したが、当時の防除法はそれぞれの害虫の習性経過を知らずに施行していたため、労費の割合に効果が薄弱で、害虫に関する試験研究の必要性を痛感した。そこで県役員連合会の提議に基づき、31年度県会でもこれを取り上げ、32年度から県の事業として広島市国泰寺村師範学校農学科の一部を当て、広島県害虫調査所を仮説した。

## 【第3節】農事試験場の創立

### I 広島県農事試験場の設立認可

明治27年以来県営の農事指導機関として、県内三ヶ所の委託農事試験場及び広島市の仮説害虫調査所の設置を見たが、地域的な問題解決には不便が多く、施設においても本格的な試験研究を推進するには程遠い状態であった。県では明治33年1月31日農事試験場に対する国庫補助の制度が出来たのを機会に、前記諸施設を統合して名義を広島県農事試験場と改め、農商務省に申請し、同年2月13日付けで農商務大臣の設立認可を得た。

### II 創立当時の状況

明治33年に前掲の委託農事試験場及び害虫調査所を統合して発足した農事試験場は、害虫調査所のあった国泰寺師範学校農業科施設を使って業務を開始し、従来の3委託試験場は委託分場に改め業務を続行した。当時の規模は次のようであった。

本場 広島市国泰寺村 師範学校内

用地 7畝

水田 2畝15歩 畑 4畝15歩

建物 49坪

事務室20坪 養蚕室18坪 標本製作室5坪

収納舎6坪

職員 5名

技師1名(内務部兼務 場長務取扱)

技手2名 助手1名 嘱託1名

予算 1,611円94銭 試験費90円 修繕費8円54銭

委託分場

第1委託分場 賀茂郡西条町 水田 1反8畝18歩

第2委託分場 深津郡野上村 水田 1反2畝9歩

第3委託分場 高田郡可愛村 水田 1反2畝9歩

上記のように、名義上の農事試験場はできあがったが、実質的な施設もなく借家住まい的な存在であり、農業者にとっては不便極まりなかった。

一方、各種の規程並びに雑則は詳細に制定公布されており、一部を紹介すると次のようである。

広島県農事試験場規程(明治34年4月30日)

第一条 農事試験場ハ下記ノ事ヲ掌ル

一、農作物、肥料、農具、家畜、家さん、養蚕、黴菌及び昆虫ニ関スル試験

一、農事ニ関スル講話及ビ質問応答

一、農作物ノ種苗及ビ蚕種等ノ配布

一、黴菌昆虫ノ標本製造及ビ配布

一、農産ノ調査品評鑑定

一、土壤及ビ肥料農芸ニ関スル分析

一、農事ニ関スル見習生ノ養成

一、前各項ノ外農産ノ改良増殖ニ関スル事項

第2条 場長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ場内全般ノ事務ヲ処理ス

第3条 技師ハ場長ノ指揮ヲ受ケ場務ヲ掌ル

第4条 技手ハ場長又ハ主任技師ノ指揮ヲ受ケ場務ニ従事ス

第5条 書記ハ場長ノ指揮ヲ受ケ庶務会計ニ従事ス

などの外、官公庁との文書の往復、技手以下の任免を知事に具申、事務整理の処務細則設定の権限など12カ条の規程を定めている。また、農事試験場処務細則に関して第21カ条にわたって制定されていた。

### III 佐伯郡己斐村へ新設

学校付設農事試験場では試験圃場はほとんどなく、施設も不十分であったためか、明治33年10月に県農会から農事試験場建設について建議が提出された。これを受けて県は試験施設の企画について調査研究を進め、広島市外己斐村を設立場所として選定し、明治35年5月に移転し名実ともに拡充整備され独立した農事試験場の設立を見ている。

業務は米麦作、野菜、果樹、病虫害、畜産、養蚕の農業全般にわたり、その規模は次のようであった。

本場 佐伯郡己斐村

用地 1町5反5歩

敷地 1反1畝17歩 試験圃場 1町3反8畝18歩

建物 119坪

事務室46.5坪 子使室26.5坪 害虫室15.0坪

畜舎10.0坪 農夫舎9.5坪 堆肥舎10.0坪

灰小屋1.5坪

職員 9人

技師2名(何れも内務部兼務 内1名場長)

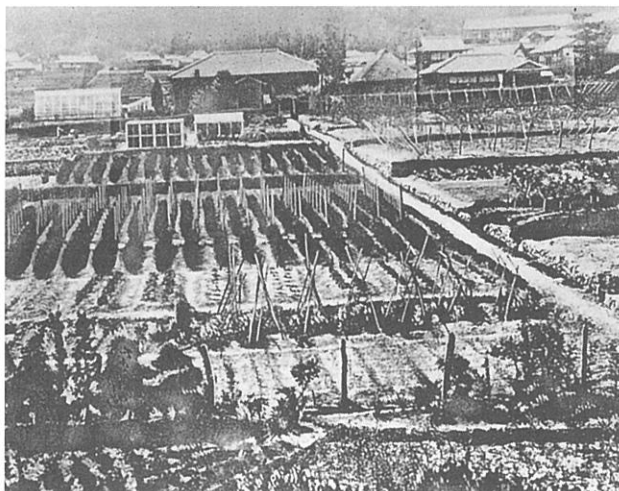
技手5名(内3名農会兼務) 書記1名

事務嘱託1名(農会兼務)



予算

明治34年13,544円 35年9,611円 36年10,274円



明治35年己斐に新設された本場

#### Ⅳ 分場・試験地の設置と統合、業務の拡充

明治35年に己斐へ新築移転した農事試験場は、前記委託分場のほか、萎縮病防除について芦品郡宜山村へ、イグサの試験について沼隈郡及び御調郡へ委託試験地を設置した。

明治37年には農事試験場の施設が南部に偏在するため、深津郡野上村の第2委託分場を廃止して比婆郡八幡村に移し、寒冷地稲作に関する試験を委託した。更に明治38年には、高田郡可愛村の第3委託分場を同郡甲立村に移し、別に4反7畝の採種田を設置した。

しかし、各地に散在する委託分場及び委託試験地は、指導監督に不便が多く非能率のため明治39年にこれ等を全廃し、試験研究はすべて本場に統合した。

明治40年には畜産に関する業務を県庁内務部に移した。この年から沼隈郡松永町にあった農商務省塩業調査所から化学分析設備の移譲を受けて化学分析を始めた。また本省の指定試験としてハッカの栽培並びに製油試験を開始した。

### 【第4節】西条移転と昭和初期までの経過（明治43年～昭和18年）

#### I 賀茂郡西条町への移転

己斐の本場は試験研究業務の拡充により施設が狭くなってきたが、広島市の発展により拡充の余地がないため、移転が必要となった。そこで、移転の候補地として、安佐郡可部町、豊田郡本郷村及び賀茂郡西条町が誘致運動を展開したが、西条町の地元は最も熱心であった。また、当時西条町は県立西条農学校設置の計画が進んでおり、農事試験場を西条町に設置すれば、場長と学校長とを兼務させ得る便宜等もあって西条町に決定した。明治43年4月西条農学校設立と共に農事試験場を移転した。己斐の施設は分場として業務を継続することとなった、当時の規模は次のようであった。

本場

用地 2町8反7畝9歩 県有地は1町歩

敷地2反1畝23歩 水田1町9反1畝8歩

畑5反16歩 道路及び畦畔等2反3畝22歩

建物 106.5坪 木造平屋建但し収納舎は2階建

本館63坪、物置6坪、農夫舎6坪、米麦倉庫6坪

肥料舎6坪、農具室6坪、収納舎12坪、便所1.5

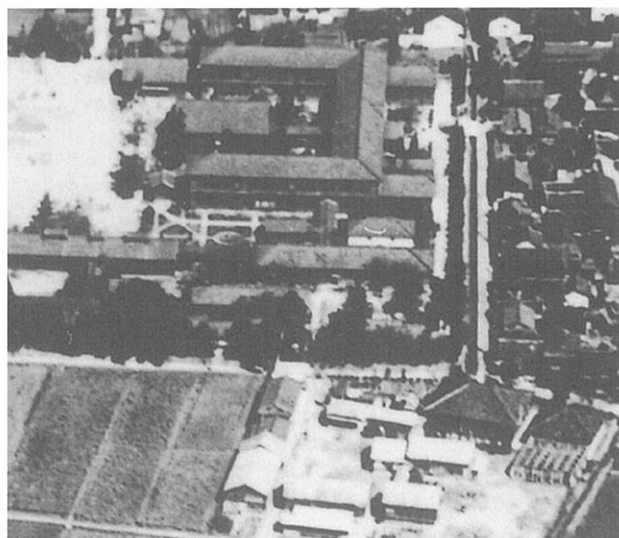
職員 11名

技師3名（内1名場長は西条農学校長兼務）

技手3名 書記1名、助手1名、農夫2名、子使1名

組織 庶務会計部、種芸部、農芸化学部

予算 6,500～7,000円程度と思われる。



写真中央西条農学校・右下農事試験場

## 己斐分場

用地 1町6反6畝14歩

建物 240.25坪 木造平屋建

本館49坪, 昆虫室, 宿直室, 鶏舎, 畜舎, 収納舎  
農夫舎, 飼料室, 農具室, 堆肥舎その他191.25坪

職員 6名

技手3名(内1名分場長), 助手1名, 農夫1名,  
小使1名

予算 3,000円程度と思われる。

業務, 庶務, 果樹, 野菜, 家きん, 病害虫



大正から昭和初期の本館

## II 米麦原種圃の設置

大正7年に米麦優良品種の奨励と計画的普及を行うため次の原種圃を設置した。

中部原種圃 本場内 4反9畝

南部原種圃 芦品郡常金丸村 1町1反7畝12歩  
建物 106坪

北部原種圃 高田郡甲立村 1町1反2畝4歩  
建物 61坪

この年には県内の土性調査が開始され, これらの新事業に伴い技手7名その他7名が増員された。

昭和4年に南部原種圃に5反歩の小麦原種圃を付設した。このため, 助手1名を増員すると共に用地1反5畝20歩を拡張した。

更に昭和7年10月には当時の国策であった小麦増産計画に応じて, 本場に技手1名を増員し, 次の通り小麦増殖原種圃を拡張した。

中部原種圃 本場内6反6畝 内5反歩は試験田

南部原種圃 1町8反

北部原種圃 1反4畝

昭和9年6月水稻原種の更新計画を従来の3年更新から毎年更新に改めた。これに伴って次の面積を拡張すると共に, 南部原種圃に技手1名を増員した。

南部原種圃 1反4畝29歩

北部原種圃 5反5畝7歩

## III 本場の拡充

### 1 農機具部の独立

大正13年4月に, 従来種芸部に含まれていた農機具関係業務を農機具部として独立させた。それに伴って技師1名を増員すると共に, 農機具陳列館兼実験室32坪, 農機具実演場40坪を新築し, 動力を採り入れた脱穀調整機, 栽培の省力化のための畜力除草機等について, 性能や経済性の調査を行うと共に, 実演会を実施して一般の啓発指導を行った。

### 2 施肥改善部の設置

大正7年より県内全域にわたる土壌調査が始められ, 続いて施肥改善調査が実施された。これらの調査は西日本における水稻栽培に対して新しい問題を提起することとなり, その結果昭和4年9月, 全額国庫助成の指定試験として本場内に施肥改善部を設置し, 次の通り規模を拡張して水田におけるリン酸及び加里の施肥についての研究を開始した。

用地 水田 7反2畝15歩

建物 実験室30坪, 収納舎20坪

職員 技師1名, 技手1名, 助手1名, 農夫1名

### 3 病虫害部の設置

本場の西条移転後も病虫害関係の試験研究は己斐分場が担当し, 主として果樹, 野菜, 特用作物を対象に行ってきた。昭和16年に普通作物発生予察事業が発足したが, これを契機に本県でも昭和17年に病虫害部を設置し, 普通作物の病虫害に関する試験研究を開始した。

## IV 分場の設置と拡充

### 1 己斐分場と五日市分場

己斐分場は本場の西条移転後主として園芸及び家きん部門の試験研究を担当したが, 大正10年には廩として独立した分場長を置いた。大正12年には家きん部門を廃止



した。その後設立された柑橘苗圃，東部園芸場，向島園芸場等を所管し園芸部門の中心機関として業務を継続したが，昭和に入り広島市の市街地の拡張が著しく，試験の場所としては不適當となった。また，用地の借地契約の期限の切れることもあって移転の必要に迫られ，海田市町付近，その他の候補地について検討した結果，佐伯郡五日市町を選定し，昭和9年に移転して五日市分場と改称した。その規模は次の通りであった。

用地 1町7反1畝4歩  
建物 139坪本館，収納舎，実験室等坪，温室159.3坪  
職員 技師1名，技手3名，助手2名，農夫4名

## 2 大長柑橘分場

柑橘類の栽培の増加に対応して，その発展を期するため，大正8年豊田郡大長村に次の柑橘苗圃を設置し，優良種苗の配布と栽培試験を開始した。

用地 1町1畝8歩  
建物 56坪 事務所，収納舎，堆肥舎，宿舍  
この苗圃は大正14年6月に己斐分場から技手，助手，農夫各1名を配置換えし，陣容を強化して廩として独立し大長柑橘分場となった。なお，大正15年には講義室12坪を増築し見習生の養成を行った。

## 3 園芸場の設置

大正末期の園芸部門の試験施設は己斐分場と大長柑橘分場で県西部に偏在したため，県東部から試験場設置の要望があり，これにこたえて昭和2年に東部園芸場と向島園芸場を設置した。東部園芸場では野菜花きについて，向島園芸場では傾斜地における柑橘や野菜について経営試験を行った。この園芸場は己斐分場の所管として発足したが，昭和6年にそれぞれ廩として独立した。

なお，東部園芸場は福山市の発展により場所が不適當となったため，昭和11年に市内川口町へ移転し福山園芸場と改称した。これら園芸場の規模は次のようであった。

向島園芸場 御調郡向島西村  
用地 7反6歩  
建物 76.35坪 本館，収納舎，倉庫，温室等  
職員 技手1名，助手1名，農夫1名  
東部園芸場 福山市野上町（昭和2～11年）  
用地 4反7畝19歩  
建物 94.9坪 本館，収納舎，温室等  
職員 技手1名，助手1名，農夫1名  
福山園芸場 福山市川口町（昭和11年～19年）

用地 1町3反  
建物 140坪 本館，収納舎，倉庫，官舎，温室等  
職員 技手1名，助手2名，農夫2名

## 4 吉舎分場の設置

県の農事関係の試験研究施設が中南部に偏在したため北部地帯を対象とした試験場設置の要望が高まった結果，昭和10年地元との協力により双三郡吉舎町に吉舎分場が設立された。この分場は独立した廩として設立され，その規模は次のようであった。

用地 4町2反5畝25歩  
建物 224.3坪 本館，収納舎，倉庫，畜舎，公舎等  
職員 技師1名，技手1名，助手3名，農夫2名

吉舎分場は発足と同時に山県郡雄鹿原村に高冷地，神石郡油木町にコンニャク，高田郡吉田町にナシ等の委託試験地を設置して，米・麦・雑穀・特用作物・野菜・果樹・等広範な試験を展開した。

昭和16年には北部原種圃の業務を統合した。そのため，北部原種圃は吉田試験地と改め，吉田分場所管のもとでナシに関する試験を行った。

## 5 蘭草分場，蒟蒻試験地の設置

### 蘭草分場

大正年代に委託試験地により改良育成したイグサ新品種の増殖普及を図るため，昭和2年沼隈郡千年村にイグサ苗圃を設置した。これと同時に同郡金江村に委託してイグサ指導場を置き，栽培試験並びに現地指導を行った。設立当時の原苗圃は，用地3反22歩，建物36坪，職員技手1名の小規模なものであったが，その後業務を試験研究に変更し充実に努めた結果，昭和10年には次のような規模に拡充し蘭草分場となった。

用地 7反6畝15歩  
建物 93坪 本館，収納舎，作業室，堆肥舎  
職員 技手1名，助手2名，農夫1名

### 蒟蒻試験地

昭和10年吉舎分場の設立と同時に，その委託試験地として神石郡油木町に設置された蒟蒻試験地は，昭和15年吉舎分場の直営となり，次の規模でコンニャクの品種改良並びに栽培試験を行った。

用地 5反歩 建物30坪 職員技手1名

## 6 除虫菊試験地，大麻試験地，麦育種試験地の設置

### 除虫菊試験地

明治中期に導入された除虫菊は、昭和初期にはその面積が県下特産物の首位を占めるに至った。昭和10年その産地の中心で県下最大の集団産地であった御調郡重井村に、地元の熱心な努力により除虫菊試験地が設置された。この試験地は全額国庫補助による指定試験で、次の規模で新品種の育成及び栽培試験を行った。

用地 3町歩

建物 164坪 本館、小使室、収納舎、堆肥舎、畜舎

職員 技師1名、技手2名、助手3名、農夫1名

大麻試験地、麦育種試験地

さきに設置された除虫菊試験地につづいて、大麻と麦

育種の2ヵ所の指定試験が昭和16年に設置された。いずれも戦時体制に即応したもので、大麻は軍事資材の確保を、麦育種は食料増産のための大麦及び裸麦の品種改良をねらったものであった。

大麻試験地 双三郡十日市町

用地 1町2反8畝 建物 90坪 本館、収納舎

職員 技手1名、助手1名、農夫1名

麦育種試験地 安佐郡可部町

用地 2町3反8畝18歩

建物 165坪 本館、収納舎、畜舎、小使室

職員 技手1名、助手2名、農夫1名

## 【第5節】第二次世界大戦下の変動と戦後の再建（昭和19年～昭和25年）

### I 戦争の激化に伴う体制の変更と分場の改廃

第二次世界大戦の激化に伴い、農事試験場は戦時食糧増産体制に沿って、昭和19年4月園芸特作部門の試験研究を廃止する一方、試験研究よりも食糧増産の現地指導を優先すべきであるとの見地から、その名称を広島県立農業指導所と改めた。

廃止した分場及び試験地

大長柑橘分場 五日市分場 福山園芸場

向島園芸場 蘭草分場 菟蓐分場

廃止された五日市分場の野菜採種業務のみは可部の麦育種試験地に移して継続し、試験地の名称を可部試験地と改めた。昭和20年3月には野菜の試験も復活して、麦育種試験との併設となった。

分場の業務内容の変更と移転

大麻試験地を十日市試験地に改め、雑穀原種圃に変更。南部原種圃を廃止して業務を福山園芸場跡に移転。

農業指導所の体制と業務分担

本場 賀茂郡西条町

種芸部 農芸化学部 施肥改善部 病虫害部

吉舎支所 双三郡吉舎町

小麦原種の育成配布 小麦雑穀甘薯の栽培試験

福山支所 福山市川口町

小麦原種の育成配布 小麦甘薯の栽培試験

除虫菊試験地 御調郡重井村

除虫菊の品種育成と栽培試験

麦育種試験地 安佐郡可部町

大麦、裸麦の新品種育成

十日市試験地 双三郡十日市町

雑穀原種の育成配布

農業指導所は戦時体制の一環として生まれたものであるが、戦後間もなく昭和21年12月1日再び農事試験場と改められ、吉舎及び福山の支所はそれぞれ支場となった。

### II 指定試験の増設と改良実験所への移管

指定試験事業は、本来国の研究機関で行うべき試験を、その立地条件、施設等の理由で特定の道府県を指定し、経費は全額国庫助成で行う試験である。本県では昭和4年以来施肥改善（昭和4年～）、除虫菊（昭和10年～）、大麻（昭和16～19年）、麦育種（昭和16年～21年）の試験を行ってきたが、昭和21年11月更に次の3単位試験地を追加した。

馬鈴薯試験地 賀茂郡安芸津町

用地 畑2町5反、水田5反 建物60坪

職員 技師1名、技手1名、助手2名、農夫1名

黄蜀葵試験地 御調郡重井村の除虫菊試験地へ併設

用地 2町建物施設は除虫菊試験のものを共用

職員 技手2名、助手3名、農夫2名

蘭草試験地 沼隈郡瀬戸村

用地 8反4畝11歩

建物 145.6坪 本館、収納舎、宿舎等

職員 技師1名、技手1名、助手4名、農夫3名

これらの指定試験は昭和22年度より農林省の直営となり、その業務、職員の身分共に新たに誕生した西条農事改良実験所の所管となった。なお、麦育種試験は21年度限りで倉敷農事改良実験所へ移管され、バレイショの試

験は昭和25年長崎県の佐賀農事改良実験所愛野試験地へ移転した。この農事改良実験所は占領軍命令による再編整備により、昭和26年4月に廃止され、その業務は再び県へ移管された。黄蜀葵は昭和26年、施肥改善は60年に廃止され、イグサは平成2年熊本県へ移管した。また除虫菊は昭和33年に畑作改善、更に昭和38年からはソルガム育種と課題を変更し昭和44年からは本場に移し、平成8年廃止されるまで継続された。

### Ⅲ 戦後食糧増産への対応と園芸部門の復活

#### 1 技術浸透室及び調査部の設置

戦後食糧の窮乏は益々深刻となったため、昭和21年食糧増産指導の拠点として各郡に指導農場が置かれた。これに対応して昭和22年場内に技術浸透室を設け、技師1名、技手2名、助手1名を増員し、指導農場の運営指導を担当した。この技術浸透室は普及事業の発足により23年度限りでその任務を終わった。

昭和22年4月には本場に調査部を設置し、県全体にわたる低位生産地調査事業を開始した。

#### 2 十日市試験地の廃止

昭和23年6月十日市試験地を廃止して、雑穀原種の育成配布業務を吉舎支場に統合し、施設は蚕業指導所に移管した。

#### 3 可部試験地の整備拡充

昭和22年麦育種試験が廃止された可部試験地は、野菜部門を拡充して園芸専門の試験地となった。

当時安佐郡地域は野菜産地とした発展の気運にあり、その拠点として可部試験地の強化が強く要請され、地元の協力により整備拡充が行われた。すなわち昭和24年元五日市分場の温室3棟77坪の移築を行うと共に、作業室、堆肥舎、畜舎、宿直室等建物87坪を拡張し、実習生の寄宿舍65.8坪を新築した。また、圃場5反8畝19歩を拡張して落葉果樹部門を新設した。その結果、可部試験地の規模は次のように充実した。

用地 3町8反8畝21歩 建物 393.25坪  
職員 技師4名、助手4名、農夫3名

#### 4 柑橘母樹園の設置

戦後柑橘栽培の復活と共に、戦争中閉鎖された大長柑橘分場の復活が強く要望されたが、当時のGHQの命令

により試験場の設置が不可能であったため、昭和24年向島園芸場の跡へ柑橘母樹園を設置して、母樹の選定、苗木の育成を開始した。この母樹園は後に設立された柑橘支場の母体となると共に、建設の拠点となった。その施設内容は次のようであった。

用地 6反5畝  
建物 73.3坪 本館、収納舎、温室  
職員 技師2名、助手1名

### Ⅳ 本場建物の改築

昭和24年1月長年の懸案であった本場建物の改築に着手、老朽建物の整理、実験室の改築、本館の新築を行い、5月24日新築の本館へ移転した。9月22日には落成式を挙行すると共に、試験成績の展示、農機具の展示実演等の記念行事を行って場内を開放し、多数の参観者でにぎわった。新築及び改築を行った建物は次の通りである。

本館及び付属舎	木造2階建新築	295坪
化学実験室	木造新築20坪改築30坪	50坪
病虫実験室	木造改築	40坪
収納舎	木造新築36坪改築20坪	56坪
農具実験室	移転改築	32坪
農夫舎	木造新築	30坪
寄宿舍	旧本館の改築	63坪
倉庫	木造改築	20坪



昭和24年に落成した本館

### Ⅴ 占領軍命令による整備統合と科制の実施

#### 1 支場の統合と改良実験所の移管

昭和22年占領軍より農業関係試験研究機関の整理統合

が命令された。この問題について検討を重ねた審議会の結論により、昭和25年3月福山支場を廃止した。吉舎支場は試験研究業務は廃止するが原種圃として存続することとなった。

更に5月1日施行された行政整理に伴う定員削減により、試験場の定員を吏員17名その他35名に決定され、備人17名は定員より除外され臨時雇となった。

引続いて昭和26年4月1日農事改良実験所が廃止され、その業務を指定試験として県へ統合した。

以上の統合とは別に昭和25年に農産加工部を新設し、その施設として実験室、作業室、倉庫用に建物51.3坪を

新築した。

## 2 場名の変更と科制の実施

昭和25年9月1日場名を広島県立農業試験場と改めた。これと同時に従来の部制を科制に改めて、庶務係、作物科、調査科、農芸化学科、災害対策科、農機具科、農産加工科とし、9月20日に科長を発令した。また、同時に可部試験地を可部園芸支場と改称した。26年に県へ移管した指定試験のうち、施肥改善は本場農芸化学科に統合したが、蘭草試験地は東部支場、除虫菊試験地は島嶼部支場となった。

## 【第6節】支場・試験地の設置と研究体制の整備（昭和26年～昭和35年）

### I 支場・試験地の開設と研究体制の確立

整理統合により吉舎支場は原種圃となり、県北部には試験研究施設がなくなったため、北部高冷地を対象とした試験場の設置が強く要望された。これにこたえて昭和26年4月高冷地支場を設置した。更に当時の生産県構想実現のために、27年4月菟蒔試験地を設置、同年9月には柑橘支場を設置した。それらの規模は次のようであった。

高冷地支場 山県郡大朝町

用地 耕地3町歩、山林3町歩

建物 180坪 本館、収納舎及び堆肥舎

職員 技師2名 雇員1名

菟蒔試験地 神石郡油木町

用地 3反6畝 建物48.8坪 本館、収納舎

職員 技師1名

柑橘支場 三原市木原町

用地 5町歩 内圃場4町1畝4歩

建物 271坪 本館、附属舎、実験室、作業室倉庫、堆肥舎、貯蔵庫、温室等

職員（昭和29年当時）

技師3名 主事1名 技師補3名

以上の施設とは別に昭和26年11月畑作実験農場の施設を統合したが、この施設は昭和29年に設立された農業短期大学の附属農場として移管した。

昭和27年10月可部園芸支場に木造2階建40坪の実験調査室及び会議室を増築した。

以上の結果、昭和27年9月には次のような研究体制が確立した。その後若干の改変はあったが、概ねこの体制

が昭和44年に本場が八本松に移転するまで継続した。

本場

庶務係 作物科 調査科 農芸化学科 災害対策科  
農機具科 農産加工科 原種科

支場

可部園芸支場（安佐郡可部町）	野菜花き落葉果樹
東部支場（沼隈郡瀬戸村）	イグサ指定試験
島嶼部支場（御調郡重井村）	除虫菊指定試験
高冷地支場（山県郡大朝町）	普通作、野菜
吉舎支場（双三郡吉舎町）	原種圃
柑橘支場（三原市木原町）	柑橘
菟蒔試験地（神石郡油木町）	コンニャク

農産加工科は昭和28年に新設された食品工業試験場に移管した。昭和33年には原種科を廃止すると共に、菟蒔試験地をこんにゃく分場に改めた。

### II 広島農試の整備と中国農試の誘致

昭和27年には7科6支場1試験地の組織が確立され、研究体制はできたが、施設の整備は十分でなく、当時の大原県政の柱であった生産県構想を達成するためには、本場及び各支場試験地の施設の整備が必要であった。

なお落葉果樹部門は可部園芸支場に小規模な果樹園があるのみで、落葉果樹試験地の新設が強く要望されていたが、当時の窮屈な地方財政の中では困難であった。

昭和31年に兵庫県姫路市にあった農林省中国農業試験場を福山市に誘致することとなった。この機会に農家の寄附を仰いで中国農試誘致の実現と併せて落葉果樹試験地の新設と県農試の整備拡充を図ることとなり、32年1

月に農業試験場誘致拡充期成同盟会を発足させ、県内20万農家から寄附を募った。

中国農試の誘致へ県農試の整備を絡ませたのは、農家に身近な分支場の整備をすることにより、福山市に遠い農家を含めて、県内全農家の協力を得ようとの配慮からであった。

金額は耕地面積に応じて割当てられたが、本場地元の賀茂郡、吉舎支場地元の庄原市、三次市、比婆郡、双三郡及び落葉果樹の試験に直接関係のある果樹の栽培農家からは、それぞれに対しての指定寄附が行われた。募金は募金委員会の並々ならぬ努力によって行われ、その結果、中国農試の誘致を実現すると共に、昭和32年～33年にわたって次のような整理が行われた。

#### 財源及び経費の配分

財源	全農家よりの募金	4,752万円
	福山市費支出	1,500
	広島県費支出	2,500
	計	8,750
配分	中国農試誘致経費	5,650
	県農試拡充整備費	2,400
	募金委員会事務費	388
	予備費	314
	計	8,750

#### 実施した整備

##### 本場整備

総合実験室新築149.5坪 網室新築50坪  
堆肥舎新築28.5坪 車庫新築9坪  
日本間改造 農夫舎移築等



昭和31年 第1回農業祭

#### 落葉果樹科新設（果樹園芸科）

場所 西条町御菌宇

用地 約3ha（農業短期大学の實習地を移管）

建物 本館62坪、作業室倉庫32坪

果樹園造成 2ha

ナシ モモ ブドウ カキ クリ ウメ

#### 可部園芸支場

温室新築2棟60坪

#### 島嶼部支場

講堂兼調査室新築21坪 温室新築10坪

#### 東部支場

講義室新築30坪 堆肥舎新築10坪

#### 高冷地支場

宿泊所及び展示室新築42坪

#### 吉舎支場

実験室24坪 ガラス室10坪 宿泊所16坪

いずれも新築

#### 柑橘支場

実験室21坪 昆虫飼育室3坪 網室3坪

ガラス室6坪 いずれも新築

#### こんにやく分場

実験用備品整備

昭和33年に新設された果樹園芸科は、昭和36年に果樹科と改称した。なお、この年本場に経営科を設置し、災害対策科を病害虫科と改称した。

吉舎支場は昭和25年以来原種圃の業務のみを行ってきたが、地元の強い要望により、昭和31年から酒米及び白葉枯病の試験を開始して、試験研究が復活した。



昭和32年 第2回農業祭



## 【第7節】八本松への移転と整備（昭和36年～平成2年）

### I 移転候補地の選定と用地の取得

昭和36年農業基本法が制定され、農業の近代化、経営規模の拡大が指向されるに及んで、試験研究も従来の個別試験のみでは不十分で、大型機械を使用した大面積での組み立て試験による技術の体系化が必要となった。

しかし、当時の本場の圃場はわずか3haに過ぎず、しかも市街地の発展により拡張の余地は全くないばかりか、試験圃場の環境も悪化して、移転を急ぐ状態となった。そのため、内々に候補地探しを行ってきた。

昭和39年移転場所選定のための調査費が予算化されると共に、農政課に試験場整備係が設けられて、30haの用地確保を目標に候補地選定の作業に入った。移転場所選定の条件として次の点があげられた。

- 1 気象、土壌等自然環境が県を代表すること。
- 2 県庁その他の行政機関、他の研究機関との連絡等研究環境がよいこと。
- 3 職員の生活環境も人材確保の面から無視できない。

以上の条件をもとに検討を進めた結果、西条地域は将来とも県の農業試験場の位置として適当であるとの結論に達した。

たまたま当時、隣接の農業短期大学、西条農業高校の両校も移転を迫られており、いずれも御菌宇の付属農場への移転を計画していた。県の農政部を中心に、この両校と農業試験場の有機的な連携を目的とした三位一体説があり、これにそって多くの候補地の中から、農業短期大学の東側の長者原地区を決定し、西条町当局の協力を得て買収交渉に入った。しかし、地域内にあった火薬工

場の移転補償の問題が解決せず、同地への移転を断念した。

第2候補として、農業短期大学附属農場南側の東子地区と、八本松町の原地区があげられた。しかし、東子地区は地形の点に難点があり、原地区は農業短期大学、農業高校と距離があつて、三位一体説にそわないものであった。

昭和40年10月候補地を視察した永野知事の決断により、八本松町原地区の基盤整備された19haと開発公社が取得していた馬場台の山林約9haを候補地に決定し、直ちに買収交渉に入った。八本松町当局の努力と地元の協力により、41年5月中旬には買収の見通しがつき、10a当たり水田を55万円、馬場台の山林は30万4千円で取得した。

### II 建設と移転

建設に先立って昭和40年1月、場内に組織、建物建設、圃場基盤整備の専門委員会を組織し、計画の作成に取り組んだ。

昭和41年度より建設が始まった。初年目に馬場台8.9haの造成を行い、2年目の42年度に庁舎敷地の造成、上水道施設、収納舎等附属建物の建設、大型水田の造成を行った。43年度は鉄筋2階建2,762m<sup>2</sup>の本館の建築を行うと共に、温室、網室、人口気象室、ライシメーター、冷蔵室等研究用施設の建築、圃場内の農道、用排水施設の工事を終り、44年4月には移転を完了した。4カ年にわたる建設工事を完了し、44年10月28日落成式を挙行了した。

建設整備の内容及び経費の概要は次の通りである。

調査費	454千円
用地	128,152千円
水田1,020a, 畑410a, 資料畑652a	
敷地287a, その他404a	
庁舎敷地造成 257a,	12,053千円
水田基盤整備 1430a	18,902千円
大型圃場の造成と暗きょ排水工事	
畑地造成 740a	8,950千円
馬場台圃場の造成	
道路、用排水路工事	13,197千円
馬場台圃場の道路3,060m, 用排水路2,600m	
畑かん水施設	



昭和36年 第6回農業祭

建物建築	236,957千円
本館 鉄筋2階建 2,762m <sup>2</sup>	124,200千円
附属建物 19棟 3,398m <sup>2</sup>	59,475千円
農機具実験展示館, 機械工作室格納庫, 土壌収納 室危険品倉庫, 材料倉庫資材庫, 第1第2収納舎, 作業員詰所第3収納舎, 堆肥舎, ドライヤー格納 庫, 燃料庫, 第4収納舎, 便所, ファイロンハウ ス5棟, 架干場, 変電所, 車庫, ボイラー室, 焼 却炉	
温室群 14棟 1,489m <sup>2</sup>	41,752千円
温室7棟, ガラス室4棟, 網室3棟	
附帯施設その他	11,530千円
給水給湯施設, 受電設備, 電話設備, 放送設備, 屋外排水溝	
特殊研究施設 1,248m <sup>2</sup>	17,019千円
人工気象室5基, ライシメーター2基, 冷蔵施設 附帯施設	
揚水施設, 門柱, 電話設置, 電柱移転補償, 圃場 電気施設	
備品整備	20,946千円
圃場管理用	11,000千円
実験用	9,946千円
農業センター 鉄筋2階建840m <sup>2</sup>	38,023千円
設計委託, 建築工事, 備品等	
場内整備 舗装囲障	5,871千円
設計委託	3,237千円
建設諸費	4,515千円
事務諸費	2,062千円
合 計	520,189千円

高冷地支場は昭和26年設立以来、古い建物の中で主として水稲と野菜の試験研究が行われてきたが、昭和54年に、本館（鉄筋平屋建300m<sup>2</sup>）が改築された。鳥しょ部支場は昭和63年に敷地内にフラワーセンターが設立整備されたため、本館及び附属建物の移築を余儀なくされるとともに圃場が狭くなったため、施設における野菜・花の試験研究に特化することとなった。整備の内容は次の通りである。本館427m<sup>2</sup>、収納舎218m<sup>2</sup>、ガラス温室3棟324m<sup>2</sup>、資材庫・堆肥舎等180m<sup>2</sup>圃場は緩傾斜地を棚田状に基盤整備し、温室、ビニールハウス等を建てた。

### Ⅲ 組織の改正と果樹試験場の独立

農業試験場では整備途上の昭和42年より、移転先の圃場の栽培管理をすると共に一部圃場試験を開始したが、昭和43年に圃場関係業務の多様化に対応するため、業務課を設置した。

昭和44年移転と同時に組織改正を行い、従来の科制を廃止して、部、課、研究室制に改めた。可部園芸支場は本場に統合したが、果樹科と柑橘支場は豊田郡安芸津町へ移転し、独立して果樹試験場となった。その他の分支場は試験地とし本場の部に所属させた。

#### 1 組織の変遷

この時、新たに企画調査部を設置して試験研究の企画及び総合調整を行うと共に、技術調査室に専門技術員を所属させ、研究と普及の連携の円滑化と調査活動の充実を図った。

昭和44年に改正された農業試験場の組織

総務部

総務課 業務課

企画調査部

技術調査室 経営研究室 水田酪農経営試験地  
(旧吉舎支場)

栽培第一部

稲作研究室 畑作研究室 飼料作物育種研究室  
飼料作物栽培研究室 農業機械研究室  
高冷地試験地 (旧高冷地支場)

栽培第二部

野菜研究室 施設園芸研究室 鳥しょ部試験地  
(旧鳥しょ部支場) い草試験地 (旧東部支場)  
こんにやく試験地 (旧こんにやく分場)

環境部

水田土じょう研究室 畑地土じょう研究室  
地力調査研究室 病理研究室 害虫研究室  
発生予察研究室

昭和46年には環境部に農業土木研究室を設置した。

昭和47年に研究室を廃止して部の改編を行った。この年に水田酪農経営試験地を廃止し、48年にはこんにやく試験地を廃止した結果、次のような組織となった。

昭和48年の組織は、6部3試験地となり、昭和58年まで10年間続いた。

総務部—総務課 業務課

企画調査部

高冷地試験地  
 作物部  
 いぐさ試験地  
 園芸部  
 鳥しょ部試験地  
 土じょう肥料部  
 病害虫部

昭和46年頃から日本経済の急成長に伴う歪みが各方面で生じ初め、公害問題、農薬残留問題などが出はじめ、安全な農作物を求める方向に変わってきた。また、栽培技術の向上に伴い、反収の上昇と消費者の米離れによる需給のバランスが崩れ、米余りの状態となった。政府は米の減産対策として昭和46年から生産調整を実施した。昭和48年には、石油ショックが起こり、経済の高度成長も終わりを告げた。これを境に省エネルギーの試験研究が多く取り上げられた。昭和50年代後半にはアメリカを中心に農産物の輸入自由化問題が大きくなり、国内では産地間競争が激化し、地域振興作物の必要性が叫ばれるようになった。更に、技術の進歩は著しく、先端技術への利用が盛んとなり、バイオテクノロジーを活用して農作物のウイルスフリーや新品種の育成が始まった。また、地域での試験を重視し、その地域ならではの試験を展開するために、昭和59年に試験地を支場に改編した。

#### 昭和59年の農業試験場の組織

総務部—総務課、業務課  
 企画調査部  
 作物部  
 園芸部  
 土壤肥料部  
 病害虫部  
 高冷地支場  
 鳥しょ部支場  
 い草試験地

昭和61年には、バイオ等の先端技術の利用による新品種育成等新技術の導入を図るため、生物資源開発部を発足させた。また、農業情報システムの確立が急務となったため、企画調査部を企画情報部と改めた。

このころから農業の国際化、消費の多様化、産地間競争の激化等、現今の厳しい農業情勢の下で行政施策を進める上で、さらなる新しい技術の開発が必要とされた。

## 2 果樹試験場の設立

果樹試験場の設立は、昭和36年の果樹農業振興特別措

置法と農業基本法が制定され、本県でも昭和38年永野県政下で「県勢振興の基本方策」が策定され、試験研究機関の整備、統合が答申された。農業試験場の果樹科と柑橘支場を5カ年計画で新しい場所に統合、移転し、果樹の総合的かつ大規模な試験研究体制を整備することとなった。候補地として瀬戸田町、因島市、松永市、竹原市等があがったが最終的に豊田郡安芸津町となった。安芸津町設置の背景には、果樹研究同志会や農業団体の強力な運動と果樹栽培農家65,000人の署名による請願が知事と県議会議長に対し行われた。昭和41年には同一場所に農林水産省果樹試験場安芸津支場の設置が決定された。

昭和42年には園地造成、土壤改良、農道、貯水池の造成、苗木の植栽が始まり、昭和43年には本館及び附属建物（現業舎、農具舎等）の建設、かん水及び防除施設の設置、砂防堰堤工事、果樹棚の設置工事が始まった。当時の研究機関設置基準では建坪が少ないため、農林省助成の農民センターを併設して面積を確保した。建物面積は15棟で3400m<sup>2</sup>、事業費約260,000千円を投じ、昭和44年11月7日に落成式が行われた。



果樹試験場圃場植付風景

果樹試験場が独立した昭和44年当時の組織は

庶務課（農作業員を置く）  
 技術調査室（栄養診断室）（地方専技室）  
 病害虫研究室  
 土じょう肥料研究室  
 柑橘研究室  
 落葉果樹研究室  
 柑橘試験地

当初の研究体制は、室長を置かない研究室制であったが、昭和47年に下記のように組織改正が行われた。

総務部（昭和48年に事務次長を置く）



広島県農業ジーンバンク

企画調査部（昭和50年に主任専技を置く）

環境部

栽培部

柑橘試験地（昭和59年より柑橘支場）

昭和61年の組織改正は下記のようにであった。

総務部（次長2名（事務、技術）を置く）

企画開発部

常緑果樹部

落葉果樹部

柑橘支場

## 【第8節】本館の改築と農業技術センターの設立（平成元年～平成11年）

昭和63年に農業関係の試験研究機関、とりわけ農業試験場と果樹試験場を再編整備して新しい時代の農業に対応できる農業技術センターとする構想がまとまり、現在地で農業試験場の本館及び温室等の附属建物が改築されることとなった。平成2年5月2日関係者による起工式が行われ、平成3年5月に完成し移転した。

整備の目的は、21世紀を展望し、農業関係試験研究に期待される先端的・革新的な生産技術の開発をはじめとする7つの機能、つまり①広島型農業を支える革新的な生産技術の開発②産・学・官による革新的な生産技術の開発③国際化時代に対応した広範な人的交流④優秀な指導者・後継者を育成する人材養成⑤多種多様な農業情報の発信基地⑥2001年育種計画の推進並びに優良品種の供給⑦アグリプラザでの県民とのふれあいを総合的に発揮する試験研究機関として整備された。

また、附属施設として新しい品種の育成に必要な遺伝資源の貯蔵施設（財団法人広島県農業ジーンバンク）が平成2年8月に完工した。

農業技術センターの本館及び温室等附属建物の整備総事業費は3,829,499千円であった。内訳は次のようであった。

本館等（本館、講堂、図書室、研修室、宿泊棟、機械棟）	2,947,006千円
温室等（温室14棟、調査室等4棟）	210,000千円
ジーンバンク施設（貯蔵庫6室等）	254,678千円
備品整備	212,200千円
事務費等	205,615千円

施設整備状況を次に示す。

本館 鉄筋4階建	5,848m <sup>2</sup>
講堂及び図書室等 鉄筋平屋一部2階建	886m <sup>2</sup>
附属建物	
機械棟 鉄筋2階建	375m <sup>2</sup>
宿泊棟 鉄筋2階建	479m <sup>2</sup>
温室群 14棟	1,641m <sup>2</sup>
調査室群 3棟	417m <sup>2</sup>

収納舎 1棟 223m<sup>2</sup>

特殊研究施設 人口気象室 6基

備品整備 バイオ関連機器として整備

その他の建物

広島県農業ジーンバンク 864m<sup>2</sup>

農業技術センターは農業試験場と果樹試験場を改組して試験場の名称を廃止すると共に、附属機関として生物工学研究所と果樹研究所を設置した。農業試験場時代の土壌肥料部と病害虫部を環境研究部に、支場はそれぞれ研究部に、生物資源開発部と果樹試験場のバイオ部門を統合して生物工学研究所に名称変更され、下部組織として2室設けられた。果樹試験場は果樹研究所に名称変更され、下部組織は研究室となった。

平成3年11月1日づけで発足した農業技術センターの組織は次の通りである。

総務部—総務課、業務課

企画情報部

作物研究部

園芸研究部

環境研究部

高冷地研究部

鳥しょ部研究部

生物工学研究所—細胞工学研究室、育種研究室

果樹研究所—管理課、常緑果樹研究室、落葉果樹研究室、柑橘研究室

また、い草試験地は平成5年に作物研究部へ移管された。

なお、財団法人広島県農業ジーンバンクは、県開発農業協同組合連合会の解散に伴う（財）農民会館の解散処分残余財産から2億5千万円余の寄贈を受け、県経済連等農業経済団体からの5千万円の出資と合わせ、3億円余の基金をベースに、その基金運用益で運営されている。

総収集種子の数は、1万7千点余（内稲類7千点余）に達しており、品種改良の貴重な遺伝資源として、特性調査を行いながら低温貯蔵管理されている。

## 【第9節】農業技術者の養成

---

広島県における農業技術者の養成は明治10年代より行われたが、当時は制度や内容の整備も十分ではなかったものと推察される。大正3年4月農事試験場技術見習生の制度を発足させ、中等学校卒業を入所資格とする修業年限2年の見習生10名を募集し、本場及び己斐分場で試験研究に結びつけて、農業技術者の養成を始めた。

大正7年より農事試験場附設農業講習所に改め、修業年限を1年に短縮し定員を20名とした。更に昭和4年には大長柑橘分場をも加え定員を30名とし、昭和6年には40名に増員した。

昭和13年6月1日、広島県立農会技術員養成所に改め、農事試験場から独立した。この年から2ヶ月の農会実習を加えて修業年限を1年2ヶ月とし、定員を70名とした。昭和16年より戦時体制下の緊急措置として、修業期間を繰り上げて12月卒業とした。

昭和19年名称を再び農業技術員養成所に改めた。昭和21年度入所生より修業年限を2年に延長すると共に、定員を80名に増員した。このようにして昭和13年以来独立して定員を増加したが、職員は試験場職員の兼務であり、見るべき施設もなく、すべてを農事試験場に依存した状

態であった。

昭和24年普及事業の発足に伴って、全国的に統一された広島県立農業講習所となり、農業改良普及員の養成にあたることとなった。入所資格を新制高等学校卒業とし、修業年限を2年、定員を60名とした。専任職員4名を配置すると共に、農林省の設置基準を目標に施設内容の拡充強化に着手し、昭和27年には普及員の研修を兼ねた実験室、専用の事務室、図書室及び教室等の建物の整備が行われ面目を一新した。

広島県立農業短期大学の設立に伴い、昭和31年より短期大学卒業生を入所させ、修業年限を1年に改めた。この制度はモデルケースとして全国的に注目された。

昭和38年をもって普及員の養成を終わり、昭和39年度からは、生活改善を含めた普及員の新任者研修および再教育を行った。昭和44年農業試験場の移転に伴って賀茂郡八本松町に移転した。昭和59年に廃止され、普及員の研修は農業試験場で行うことになった。大正3年より昭和38年までに送り出した卒業生は1,207人に及び、普及を始め、行政、研究、農業団体等各方面で活躍している。